

町 政 だ よ り

平成30年3月26日発行

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成30・31度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割 (被保険者が等しく負担)	平成28・29年度 (年額) 49,809円	→	平成30・31年度 (年額) 50,205円 (396円増)
● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成28・29年度 10.51%	→	平成30・31年度 10.59% (0.08ポイント増)
● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成28・29年度 57万円	→	平成30・31年度 62万円 (5万円増)

◆ 保険料の計算方法 (平成30年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成30年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+(27万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	25,102円
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が5割軽減になります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

電話 011-290-5601

羅臼町役場 保健福祉課 後期高齢者担当

0153-87-2161